

機能水器具の設置申請取扱要領

平成 25 年 6 月 27 日 水道施設課決裁

（目 的）

近年、水需要者の水質への関心の高まりとともに、いわゆる「機能水」を供給する給水装置の設置要望がみられるようになってきた。今般このような社会情勢等に鑑み、機能水器具の設置要望に応えるため、その取扱いについて定める。

（機能水器具の定義）

給水用具の中でも、活性炭等のろ過材により残留塩素、濁り等を除去する機能、人工的な処理により付加的な機能を有する水（磁気処理水等）をつくる機能、水を電気分解することにより活性酸素の発生抑制等の機能等を有するものをいう。

（1）浄水器

浄水器は、水道水の残留塩素等の溶存物質や濁度等の減少を主目的とした給水用具である。浄水器のろ過材には、①活性炭、②ポリエチレン、ポリスルホン、ポリプロピレン等からできた中空糸膜を中心としたろ過膜、③その他（セラミックス、ゼオライト、不織布、天然サンゴ、イオン交換樹脂等）がある。

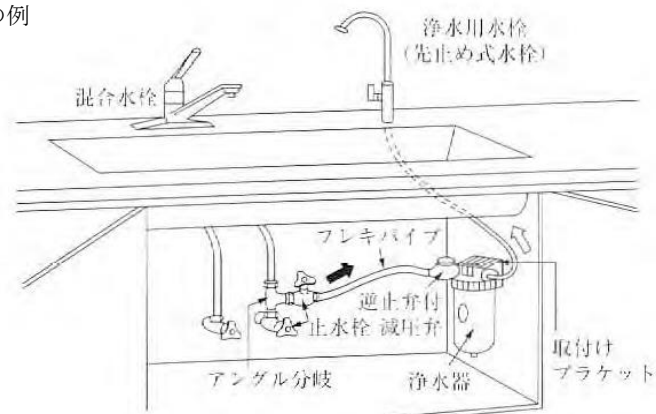
除去性能については、家庭用品品質表示法施行令の一部改正により浄水器が対象品目に追加され、平成 14 年 4 月（2002 年）から浄水器の材料、性能等の品質を表示することが義務付けられた。

浄水器によって残留塩素等が取り除かれ、器具内に滞留した水は、雑菌が繁殖しやすくなるので、浄水器の特性をよく理解することが必要である。水は、細菌類の繁殖の温床となるので、ろ過材のカートリッジは有効期限を確認し、適切に交換することが必要である。

① 浄水器Ⅰ型（以下Ⅰ型という）

水栓の流入側に取付けられ常時水圧が加わるもの（先止め式）で、すべて給水用具に該当する。下図のような例に加え、近年は後述する活水器同様に量水器を越えた直近に設置され、宅内のすべての水栓に供給するセントラル方式の器具もある。

浄水器Ⅰ型の例



② 浄水器Ⅱ型（以下Ⅱ型という）

給水栓の流出側に取り付けられ常時水圧が加わらないもの（元止め式）で、浄水器と水栓が一体として製造・販売されているもの（ビルトイン型又はアンダーシンク型）は給水用具に該当するが、浄水器単独で製造・販売され、需要者が取り付けを行うもの（給水栓直結型及び据え置き型）は、該当しない。

（２）活水器

活水器は、多様化されいろいろなものが販売されているが、中には磁気を使用したものがあり、量水器以降に近接して設置すると、量水器そのものに影響を及ぼすおそれがある。このため、水道法の性能基準適用外ではあるが、水道料金等に関係するもので、直接に需用者への影響が考えられることから、設置にあたっては、量水器以降 50cm 以上離すことが必要である。また、セラミックス等を使用し残留塩素を除去する製品があり、量水器以降直近に設置されると家庭内で使用する給水装置全体に残留塩素が無くなり細菌類発生のおそれがあり、衛生的に問題があるため、設置にあたっては残留塩素に配慮し、十分な管理が必要である。

活水器においても浄水器と同様に、常時水圧が加わるかそうでないかの別によりⅠ型とⅡ型に区分して取り扱う。

（取扱いの対象とする機能水器具）

前述した機能水器具のうち、Ⅰ型に該当するもの、Ⅱ型であって給水用具に該当するものに適用する。

（設置にあたっての条件）

- ① 給水装置等工事申込書に器具の位置及び配管系統が明示され、容易に確認できること。
- ② 認証品であることの証明書、カタログ、承認図等を提出し確認を受けること。
- ③ 配水管から量水器までの間、量水器ます内及び量水器以降 50cm 以内には設置しない。
- ④ 量水器から器具の間に最低 1 箇所の給水栓（散水栓など）を設置すること。
- ⑤ Ⅰ型を設置する場合は、器具の上流側に独立した逆止弁を設置すること。
- ⑥ 凍結するおそれがある場合には凍結防止の処置を行なうこと。
- ⑦ 外部から一見して機能水器具と判断できる標示を行なうこと。
- ⑧ 器具以降の維持管理については、申請者（所有者）の責任において適正に管理するよう指定給水装置工事事業者等を通じて十分な説明と厳正な指導を行なうこと。
- ⑨ 製品メーカーは、認証品であることを示すマーク標示や厚生労働省給水装置データベース等への登録に努めること。
- ⑩ 機能水器具の設置にあたっては、機能水器具設置申請書（様式一機 1 号）を提出し確認を受けること。

図面の標準表示例



様式一機1号

令和 年 月 日

各務原市水道事業管理者様

申請者 住所
(所有者) 氏名
Tel

機能水器具設置申請書

1. 受付番号 : 令和 年度 第 号
2. お客様番号 : No.
3. 設置場所 : 各務原市 町 丁目 番地
4. メーカー名 :
5. 型 式 名 :

浄水器・活水器等（給水用具であるもの）を設置するにあたり下記の条件を承諾のうえ申請します。

記

1. 水質責任について

水道事業者の水質責任範囲は、浄・活水器等の設置箇所の上流側までとし、下流側は申請者（所有者）の責任で管理します。

2. 維持管理について

給水条例第18条「水道使用者の管理上の責任」の規定に基づき、浄・活水器等の仕様に応じ適正に管理します。

3. 利害関係人への周知

集合住宅等で申請者（所有者）以外の使用者がいる場合は、浄・活水器等の使用状況及び管理責任等について説明し承諾を得ておきます。

また、所有者に変更が生じた場合は、責任を持って引継ぎを行います。

4. その他

浄・活水器等に起因した問題が生じた場合は、申請者（所有者）の責任で解決します。